

総会決議 3 刑事訴訟法等の一部改正及び 「共謀罪」法案に反対する

日本国際法律家協会は、日本国憲法と国際連合憲章の理念の実現を目指して、法律家と市民の共同によってよりよい世界の建設を目標としてきた。ところが、2016年に成立した刑事訴訟法等の一部改正は、取調べの可視化に対する不十分な規定とともに、通信傍受の対象の拡大と方式の簡易化を導入し、司法取引など問題の多い捜査手法を取り入れるものであって、憲法の規定と理念に反し、国際人権法の規準に照らして大きな疑問を抱かせるものであった。また、テロ対策を理由として導入を検討しているとされているテロ組織準備罪は、これまで3度にわたって廃案となっている「共謀罪」を立法化するものであって、国連国際組織犯罪条約の批准に不可欠というものではなく、むしろ実態のない「相談」という犯罪の実行行為にも至らない段階で広くかつ比較的軽く処罰するものであって、立憲主義や罪刑法定原則などの近代法の大原則に照らして到底支持することのできない内容をもつものである。しかも、特定秘密保護法や安保法制ならびに拡大した盗聴法制や司法取引の新規定などと結合して濫用される危険がきわめて高く、市民生活の安全を保持する警察活動の限界を逸脱して、むしろ市民の健全な文化的・社会的活動を警察権力と刑罰権力を最大限に利用して抑圧するおそれがぬぐえない。われわれは、主権者としての市民が十全にその権利を行使できるように保障するという国家本来の役割を果たし、くわえてかねてより国際人権機関から改善を指摘されている刑事手続と刑事制度について、日本政府が真摯に取り組み、捜査過程の全面可視化とともに、代用監獄の廃止、弁護人の立会権の確立、国選弁護の拡大と国内人権機関の設置と国際人権機関への個人通報制の実現に早急に取り組むことを求めるものである。

総会決議 4 松川事件資料の世界記憶遺産登録を推進しよう

日本国際法律家協会は、1957年の創立以来、人権の確立と平和の実現に尽力してきたものであるが、2019年に70周年を迎える松川事件について、謀略と弾圧と闘い、画期的な国民裁判闘争を組織・実行し、無罪を獲得した松川運動を長く人類の記憶遺産として留めるために、ユネスコの世界記憶遺産の登録をすすめる運動に賛同し、その実現を広く訴えるものである。